## **Press Release**

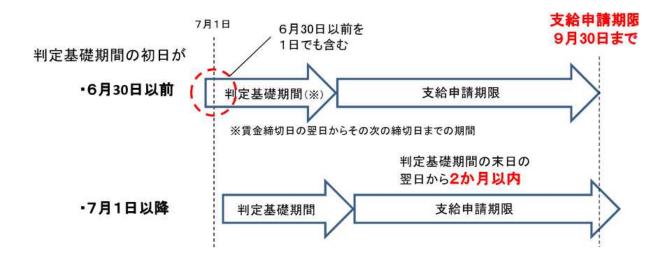
埼玉労働局発表 令和2年9月14日 [照会先]

埼玉労働局職業安定部職業対策課

課 長 腰越 晴彦 課長補佐 澤田 貴樹 電話番号 048 (600) 6209

### 雇用調整助成金等の申請期限について(周知)

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができます。(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日



なお、7月1日以降については、判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内となりますので、ご留意ください。

### 【別添資料】

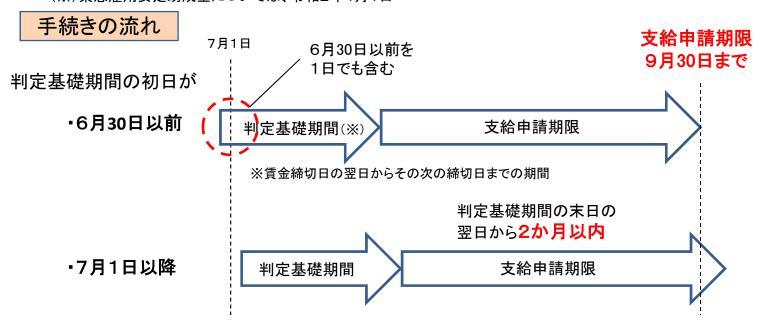
〇リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇 用調整助成金等の申請期限を延長しました」

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に 対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

### 特例措置の内容

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができるようになりました。

(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日



判定基礎期間の初日が6月30日以前の休業等に関する 雇用調整助成金等の支給申請は

# 令和2年9月30日まで(郵送の場合は必着)

6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。

#### その他の特例措置の内容

その他の特例措置の情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html ご不明な点は下記のコールセンターまでお問合せください。

学校等休業助成金·支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・労働局・ハローワーク

LL020825企02